その他告示

○国土交通省告示第千百六十二号

秋田空港、熊本空港、大館能代空港及び奄美空港の航空灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条及び第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年九月二十四日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　設置者の氏名及び住所、航空灯火の種類及び名称、航空灯火の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空灯火の種類及び名称	航空灯火の位置及び所在地	期日
秋田県 秋田県秋田市山王四丁目一番一号	飛行場灯火 秋田空港照明施設	秋田空港内及びその周辺 秋田県秋田市	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十月一日
国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	飛行場灯火 熊本空港照明施設	熊本空港内及びその周辺 熊本県菊池郡菊陽町	
秋田県 秋田県秋田市山王四丁目一番一号	飛行場灯火 大館能代空港照明施設	大館能代空港内及びその周辺 秋田県北秋田市	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年九月二十五日
鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号	飛行場灯火 奄美空港照明施設	奄美空港内及びその周辺 鹿児島県奄美市	変更した事項に係る供用開始の予定期日 令和八年十月一日

二　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
（秋田空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯台	発光ダイオード、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十三万カンデラ	滑走路10側末端から滑走路中心線の延長線上五百五十メートル及び八百九十メートルの位置

変更前			
（秋田空港） 灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
進入灯台	白熱電灯、航空白の閃光、毎分六十閃光	実効光度十一万カンデラ	滑走路10側末端から滑走路中心線の延長線上五百五十メートル及び八百九十メートルの位置